

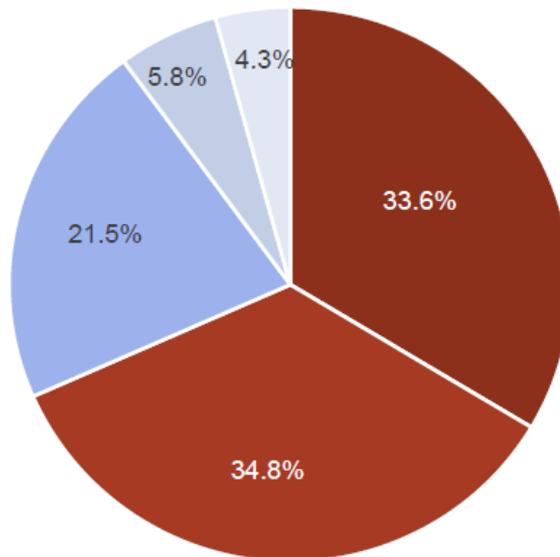
## 論点2 子どもの意見表明・社会参加

① こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる

② こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

・ こども・若者を対象に行ったアンケートでは、国や地方自治体の制度や政策について7割近くのこども・若者が意見を伝えたいという意見表明意欲がある。

こども・若者の意見を表明する意欲(SA(単一回答) n=2,119)<sup>4</sup>

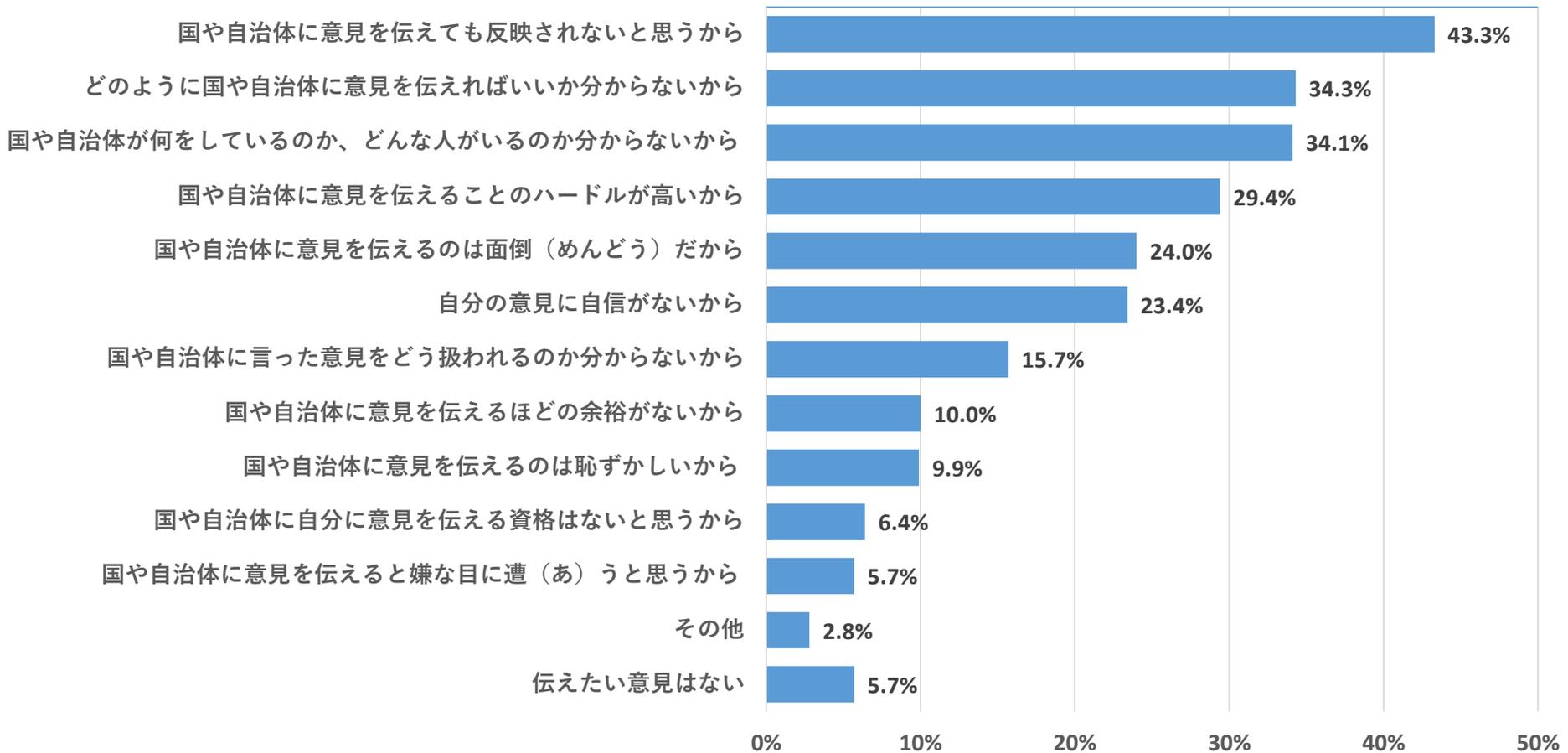


■ そう思う ■ ややそう思う ■ あまり思わない ■ そう思わない ■ その他 (分からない、答えたくない)

出典：こども家庭庁「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」

一方、こども・若者が国や地方自治体に意見を伝えたいと思わない一番の理由は、意見を伝えても反映されないと思うからである。当事者の声を聴いただけの形式的な意見聴取は、「意見を言っても無駄だった」というこども・若者の失望を招き、意見を表明する意欲をそいでしまうため、最も避けなければならないことである。

### 国や地方自治体に意見を伝えたいと思わない理由(MA(複数回答) n=578)<sup>5</sup>



## 2 こども基本法上の「こども施策」とは

- こども基本法が規定するこども施策には、こどもの健やかな成長に対する支援や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主な目的とする施策に加え、教育施策や雇用施策、医療施策など幅広い施策が含まれる。
- こども・若者が暮らすまちの未来、通学・通勤路の道路、公園や児童館、ユースセンター等の居場所や住宅、気候変動に関すること等、こども・若者の今と将来の生活に影響を与える政策や計画、施策、事業について、こども・若者は当事者になる。こども・若者は今を生きる「市民」である。こども・子育て担当課だけでなく、あらゆる部署の施策は、こども・若者が当事者になり得ると考えられる。

## 3 子どもの意見を聴く場面や方法

- こども施策においてこども・若者の意見を聴き反映する場面は、下記のようなことが想定される。
  - ・現状の施策について希望や課題、ニーズを聞く
  - ・どのように課題を解決するかアイデアを募る
  - ・こども・若者自身が事業の実施の担い手となって企画・運営をする
  - ・施策や事業を評価してより良くする
- こども・若者の意見を聴く場を作って対話し、意見を受け止め施策に反映していくことが求められるが、意見を聴く機会をつくる方法は様々ある。

### (1) こども総合支援センター（あのえっと）の取組

R4年度 子どもからの相談 7件（面談 2件、電話 5件、メール 0件）

R5年度 子どもからの相談 34件（面談 5件、電話 25件、メール 4件）

### (2) 長野市子どもの生活状況に関する実態調査（令和3年10月実施）

長野市子どもの貧困対策計画の策定にあたり、子どもと保護者へアンケート調査を実施

- ・調査対象者 : 4～5歳の子どもの保護者  
小学5年生、中学2年生、16～17歳の子ども及びその保護者
- ・調査者数 : 各1,200人 計8,400人
- ・回答数・回答率 : 保護者 1,966人・41.0%  
子ども 1,250人・34.7%



### 長野市子どもの貧困対策計画（計画期間 令和5年4月～令和10年3月）

長野市子どもの生活状況に関する実態調査を踏まえ、子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持って成長できるよう、子どもの貧困解消に向けて施策を体系的に推進していくために策定

## 4 本市における子どもの声の聴取・反映に関する取組②

### (3) 長野市放課後子ども総合プラン事業における取組

放課後子供教室実施後の児童へのアンケート調査実施（一部校区において実施）  
（児童へのアンケート調査内容）

- ・放課後子供教室に参加してよかったか
- ・放課後子供教室でどんなことをしてみたいか

### (4) 子どもの体験・学び応援モデル事業のアンケート調査（令和6年1月実施）

子どもの体験・学び応援モデル事業終了後、利用した保護者と児童・生徒へアンケート調査を実施し、アンケート結果等を参考に令和6年度から通年事業として本格実施



・令和6年4月～ **子どもの体験・学び応援事業**

### (5) 長野市子どもの生活状況に関する実態調査結果の再分析（令和6年3月実施）

第三期長野市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、長野市子どもの生活状況に関する実態調査の結果について、クロス集計等を行い再分析を実施



- ・（現在策定中 令和7年度～）第三期長野市子ども・子育て支援事業計画  
骨子案で計画の基本的なテーマのひとつを「子どもの権利を尊重する意識の醸成」とし、子どもの権利を尊重する取組として、全庁的な子どもの声を聴く・子どもの声を反映する仕組づくりについて検討
- ・令和6年4月～ 長野市こどもの居場所づくり事業  
子どもの居場所を運営する団体を対象とした講座開催と補助金交付

### (6) みどりのはがき（広報広聴課）

市長への手紙として昭和47年度に発足したもの

広く市民の声を把握し、市政進展に役立てることを目的としている。

令和5年度 19歳以下からはがき3件、メール12件

### (7) 長野市子ども議会（教育委員会学校教育課）

#### 目的

- (1)市内小・中・高等学校の様々な学習・活動を通して得られた成果や意見、提案などを発表する機会とする。
- (2)市議会議場での話し合いを通して、地方自治の実際について体験的に学ぶ機会とする。
- (3)こどもが意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会とする。

令和5年度 市内の小学生から高校生までの児童・生徒18人参加

## 5 子どもの意見を聴く手法

子どもの意見を聴く手法として以下のような事例が考えられる

### ①継続的な方法

- **こども・若者を構成員とする常設の会議体の設置（こども会議、若者会議等）**  
実施例：川崎市、中野区等
- **こども・若者がモニター登録し、様々なテーマで対話やアンケートを実施**  
実施例：長野県、三重県、甲府市等
- **審議会・懇談会等の委員等へのこども・若者の登用**  
実施例：こども家庭庁のこども家庭審議会において大学生が参加

### ②不定期・スポット的な方法

- **こども・若者が参加しやすいよう工夫したパブリックコメントの実施**
- **ワークショップの開催**
- **イベントの実施**
- **アンケートの実施**

## 児童の権利に関する条約

### 第十二条

1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

## こども基本法

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。